

第2WG（経済統計）審議状況（令和4年10月24日現在）

資料1

「◎」は確定、「○」は一部修正（座長一任）、「△」は継続審議

審議テーマ	審議事項	課題概要	第1回 (7/22)	第2回 (8/8)	第3回 (8/18)	第4回 (8/30)	第5回 (9/12)	第6回 (9/27)	次期基本計画に関する 基本的な考え方（案）	審議状況
I 経済統計の体系的整備の推進	1 経済構造を把握する統計の整備・改善	・経済構造統計の体系的整備について				◎			○ 次回（令和8年）経済センサス-活動調査について、SUT体系への移行に係る検討状況や、中間年の実態を把握する経済構造実態調査との関係にも留意しつつ、調査事項の見直し等を検討する【総務省、経済産業省；令和8年（2026年度）経済センサス-活動調査の企画時期までに結論を得る。】 ○ 調査単位のあり方やアクティビティベースでの事業活動の把握可能性について、今後のSUT体系への移行に向けた検討状況や統計調査の実施状況、報告者の記入可能性を踏まえつつ、引き続き検討を行う。【本文に記載】 ○ 企業を対象とした統計調査について、引き続き、各統計調査の役割分担について検討するとともに、重複是正等の取組を推進する。【総務省、関係府省；令和5年度（2023年度）から実施する。】	【審議結果】 基本的な考え方（案）のとおりに （主な意見） ・企業等を対象とした統計調査における負担軽減の検討に当たっては、回答しやすい仕組み作りが重要。こうした基盤整備について、基本計画に書き込んでどうか。 ⇒本内容については、第4WGでも審議していただくよう事務局を通じて伝達することとなった。 ・経済構造の体系的整備の変遷については、結果利用者に対して分かりやすく情報提供を行うことが重要。
		・経済構造を機動的に把握するための統計整備について（デジタル経済・グローバル化等）			△		△	○	⊖ 経済のデジタル化やグローバル化の進展を踏まえ、統計整備が必要な新たな経済活動等を機動的に把握するための枠組みの構築に向け、既存の統計調査との役割分担や報告者負担に配慮した一般統計調査の実施を軸として、検討を開始する。【総務省、経済産業省、関係府省；令和5年度（2023年度）から実施する。】 ○ 既存の統計調査、行政記録情報や民間データ等では十分に把握しきれていない、電子商取引や企業の多国籍化などの様々な経済活動に関するデータニーズに迅速に対応して実態を把握するための新たな枠組みについて、総務省及び経済産業省を中心として、関係府省の協力も得つつ検討を開始する。【総務省、経済産業省、関係府省；令和5年度（2023年度）から実施する。】	【審議結果】 基本的な考え方（案）を修正 ⇒ 座長一任（座長一任後の修正は下線部のとおり） （主な意見） ・新たな統計調査の創設ありきで議論するのではなく、まずは既存の統計調査や各種情報の有効活用を検討し、その上で新たな統計調査の必要性や対象とする範囲を整理すべきではないか。 ・デジタル化やグローバル化で具体的にどのようなデータが必要なのか、まず整理をするべきではないか。
	2 サービス産業・企業関連統計の整備・改善	・サービス部門に関する基幹統計の整備について			△		◎		○ 総務省及び経済産業省は、サービス業を対象とした月次統計調査について、関連統計調査の関係整理や公表早期化の検討を引き続き進めるとともに、サービス分野の統計の一層の体系的整備を進める観点や公表早期化によって見込まれるQEなどの利活用ニーズの拡大にも照らし、基幹統計の整備に向けた検討を行うとともに、の可否及び既存の一般統計調査との重複是正など報告者負担にも配慮した検討を行いについても併せて検討し、結論を得る。【総務省、経済産業省；令和6年度末（2024年度末）までに結論を得る。】	【審議結果】 基本的な考え方（案）を修正 ⇒第5回会合で了承（修正は下線部のとおり） なお、第1WGで指摘のあったサービス産業動向調査と経済構造実態調査等との調査項目のシームレス化については、調査項目が複雑となり、早期化とあわせて対応することが困難との説明が調査実施者からあり、了承された。 （主な意見） ・基幹統計化について、もっと積極的な書きぶりにしてもよいのではないか。 ・統計調査の見直しの際は、報告者との対話を行う等、丁寧な対応をお願いしたい。また、基本的考え方に「報告者負担も考慮」を入れるべき。 ・公表早期化についての検討の方向性は適当
		・第3次産業活動指数の精度向上について			◎				○ 経済産業省は、第3次産業活動指数について、作成の基礎となる関連統計調査の整備・改善状況等を踏まえつつ行政記録情報や民間データの活用を含め、引き続き精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上に努める。【経済産業省；令和5年度（2023年度）から実施する。】	【審議結果】 基本的な考え方（案）のとおりに

第2WG（経済統計）審議状況（令和4年10月24日現在）

資料1

「◎」は確定、「○」は一部修正（座長一任）、「△」は継続審議

審議テーマ	審議事項	課題概要	第1回 (7/22)	第2回 (8/8)	第3回 (8/18)	第4回 (8/30)	第5回 (9/12)	第6回 (9/27)	次期基本計画に関する 基本的な考え方（案）	審議状況
		・法人企業統計調査の精度向上に向けた取組について			◎				<p>○ 法人企業統計調査における欠測値の補完方法の改善について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、引き続き、検討する。【財務省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p> <p>○ 標本抽出方法の見直しについては、担当府省における直近の状況の検証の結果、他の階層と比較して特に精度上の問題はないことが判明し、それを踏まえて学識経験者を交えた研究会において令和4年度までに結論を得る予定としていることから、次期基本計画に記載する必要性は乏しいのではない。</p>	<p>【審議結果】 基本的な考え方（案）のとおり</p> <p>（主な意見） ・新型コロナウイルス感染症の影響とは具体的に何か。 →欠測値の補完に過去値を用いることが難しくなったことを指す。</p>
		・事業所母集団データベースの整備・利活用について				△		◎	<p>○ 総務省は、経済センサス－活動調査の中間年における事業所母集団データベースの更なる整備を図るため、報告者の負担や地方公共団体・統計調査員の事務負担にも考慮しつつ、企業・事業所の基本的事項の更新範囲や頻度を高めることについて、経済センサス－基礎調査の見直しを含めて検討を行う。【総務省；令和6年（2024年度）経済センサス-基礎調査の企画時期までに結論を得る。】</p> <p>○ 事業所母集団データベースの整備に当たって、引き続き行政記録情報等を用いた経常的な更新を行っていく。【本文に記載】</p> <p>○ 各府省は、事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施するに当たり、引き続き法人番号の把握に努め、これを事業所母集団データベースに登録する。【本文に記載】</p>	<p>【審議結果】 基本的な考え方（案）を修正 ⇒第6回会合で了承（修正は下線部のとおり）</p> <p>（主な意見） ・経済センサス－基礎調査の見直し内容、具体的な取組について、もう少し分かりやすく、方向性が見えるように書いてはどうか。 ・「プロファイリング」という名称については、犯罪捜査でも使われている名称でもあるため、国民からの誤解を避けるため、名称変更を行った方がよい。なお、報告者にとっては良い取組であることから、取組を周知するとともに、対象範囲の拡大の検討をお願いしたい。</p>
3 経済統計の改善に向けた基盤整備		・各種ガイドラインの整備・適用を通じた経済関連統計の改善について	△		△			◎	<p>○（統計調査における売上高等の税抜額記入の導入について検討する課題）については、大企業は税抜記入、個人企業は税込記入の希望が多いなど報告者により記入しやすい方法が異なる。したがって、報告者が回答しやすい方法を選択できることが報告者負担の観点から重要と考える。現行基本計画に例示された経済センサス-活動調査においては、既に、税抜き・税込みを選択できる方式が採用されており、現行の把握方法を見直し、統一的に税抜額記入を求めることを次期基本計画に引き続き盛り込む必要性は乏しいのではない。一方、令和5年（2023年）10月から予定されているインボイス制度の導入に伴い、企業が保有することとなるインボイス情報については、今後の電子インボイスの普及などに伴い、統計作成に活用できる可能性があり、活用できる場合は結果精度の向上や報告者負担の軽減にも寄与と考えられるため、その活用可能性について検討する旨、次期基本計画の本文に記載すべきではないか。</p> <p>○ 令和5年（2023年）10月から予定されているインボイス制度の導入に伴い、企業が保有することとなるインボイス情報について、電子インボイスの普及状況などに注視しつつ、結果精度の向上や報告者負担の軽減の観点から、統計作成への活用可能性について検討する。【本文に記載】</p>	<p>【審議結果】 基本的な考え方（案）を修正 ⇒第6回会合で了承（修正は下線部のとおり）</p> <p>（主な意見） ・「統計への利用の観点から、インボイス制度の今後の進展を注視する」ことを、次期基本計画に記載してはどうか。 ・労働者区分のガイドラインについては、働き方の多様化に合わせて、今後見直しが必要になることも考えられることから、次期基本計画にも引き続き記載しておく必要はないか。 →第3WGで働き方の多様化について審議することで了承</p>

第2WG（経済統計）審議状況（令和4年10月24日現在）

資料1

「◎」は確定、「○」は一部修正（座長一任）、「△」は継続審議

審議テーマ	審議事項	課題概要	第1回 (7/22)	第2回 (8/8)	第3回 (8/18)	第4回 (8/30)	第5回 (9/12)	第6回 (9/27)	次期基本計画に関する 基本的な考え方（案）	審議状況
Ⅱ 経済活動の グローバル化に 対応した統計の 整備	1 グローバル化に 対応した統計の 整備	<ul style="list-style-type: none"> ・貿易統計と事業所母集団 D B の収録情報の接続の可能性の検討 ・海外事業活動基本調査について外為法の届出情報等の活用 			△				<p>○ 財務省及び総務省は、輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けた新たな統計の作成について、事業所母集団データベースと貿易統計データベースの収録情報の接続の可能性を検証した上で、行政手続への影響や個別企業の情報の秘匿といった観点を含め、その作成可能性を検証・検討する。【財務省、総務省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p> <p>⊖ 海外事業活動基本調査の取組については、外国為替及び外国貿易法の届出情報の入手が困難な状況を踏まえ、これまで前年の調査結果に加え、経済産業省企業活動基本調査や民間データベースの情報など、利用可能な情報を活用することで、母集団名簿の整備に係る対応可能な措置はとられており、外部からの指摘を受けるなど、調査結果の精度についても特段の疑義は生じていないことから、外国為替及び外国貿易法の届出情報を活用しなくても、適切な統計調査の実施に支障が生じていないものと判断され、次期基本計画に記載する必要性に乏しいのではないかと。</p> <p>○ <u>経済産業省は、海外現地法人の活動をより正確に把握するために、引き続き、海外事業活動基本調査の母集団名簿の整備、充実に向けた検討を行う。【経済産業省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</u></p>	<p>【審議結果】 基本的な考え方（案）を修正 ⇒ 座長一任（座長一任後の修正は下線部のとおり）</p> <p>（主な意見） ・貿易統計のマイクロデータの分析を行っているため、いずれ、分析結果を提供したい。 ・海外事業活動基本調査における外為法の届出情報の活用について、引き続き議論を重ねることが必要ではないか。</p>
	2 国際比較可能性 の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGグローバル指標の整備の推進について ・国際的な動向のよりの確な把握について 	△		◎				<p>○ 内閣官房及び総務省は、統計委員会や各府省と連携を図り、引き続きSDGグローバル指標の対応拡大に取り組む。この際、既存の統計調査では算出困難なものもあることから、知見を有する第三者の協力も得ながら、新しい情報源の活用可能性の検討を進める。【内閣官房、総務省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p> <p>○ 各府省は、統計委員会の知見を活用するとともに、Web会議システムやテレワークなども活用しつつ、①国際会議・専門家会合等への積極的な参加・情報発信、②国際機関等への統計専門家の経常的な派遣、③発展途上国等を中心とする諸外国からの統計に関する政府職員の受入れ、④国際連合アジア太平洋統計研修所（S I A P）の運営に対する協力等の取組を一層充実し、国際貢献の強化を図る。【各府省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p> <p>○ 総務省は、統計に関する国際比較可能性の更なる向上を図る観点から、統計委員会を中心に各府省間と連携し、政府全体としての国際機関へのデータ提供や情報発信の拡大、国際機関における統計関係の議論・調整状況などに関する情報共有の強化に向け、総務省が主催する「国際統計に関するワーキンググループ」において、統計データの提供拡大に向けた検討を重点的に行っていくなど検討体制の充実を図る。【総務省、各府省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p>	<p>【審議結果】 基本的な考え方（案）を修正 ⇒第3回会合で了承（修正は下線部のとおり）</p> <p>（主な意見） ・体制の充実については、関係府省の窓口の特定やリソースの確保など、より具体的に記載すべきではないか。 ・国際機関に提供できていないデータの検討に当たっては、行政記録情報等の利活用も視野に入れる必要があるのではないかと。</p>

第2WG（経済統計）審議状況（令和4年10月24日現在）

資料1

「◎」は確定、「○」は一部修正（座長一任）、「△」は継続審議

審議テーマ	審議事項	課題概要	第1回 (7/22)	第2回 (8/8)	第3回 (8/18)	第4回 (8/30)	第5回 (9/12)	第6回 (9/27)	次期基本計画に関する 基本的な考え方（案）	審議状況
1 環境に関する統計の充実・整備	・廃棄物等循環利用量実態調査等の精度向上について	・家庭部門のCO2排出実態を詳細に把握するための統計等の整備		△			○		○ 環境統計については、気候変動問題を背景として、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）において温室効果ガス排出・吸収量データの算定の更なる精緻化が求められていることなど、精度向上に向けた取組の必要性が高いことから、引き続き、環境統計の整備・充実に努める必要がある。【本文のみ】	【審議結果】 基本的な考え方（案）を修正 ⇒第5回会合で了承（修正は下線部のとおり） ※最終的な本文の記載内容については、第1WGと調整を要するため座長一任。 （主な意見） ・環境はいま注目される分野であり、今後の取組などを次期基本計画に書き込んでほしい。 ・調査結果をどのように政策に結びつけるのが重要である。
	・エネルギー関連統計の整備						△	○	○ 資源エネルギー庁は、エネルギー消費統計について、時系列の安定化やデータの精緻化のための課題の検討を引き続き行う。【資源エネルギー庁；令和5年度から実施する。】 ○ エネルギー消費統計は、エネルギーの需要・供給動向に加え、二酸化炭素の排出といった環境分野の分析を行う上でも非常に重要な基礎統計である。このため、将来的な基幹統計化も含め、エネルギー消費統計の精度向上に向けた取組を継続的に進めることが重要である。【本文に記載】	【審議結果】 基本的な考え方（案）のとおり ⇒第6回会合で了承（修正は下線部のとおり） ※最終的な本文の記載内容については、第1WGと調整を要するため座長一任。 （主な意見） ・調査精度の改善手法である「差推定」についての説明が不足している。また、「差推定」は、過年度の予測値に依存することになるので留意が必要ではないか。 ・データの精緻化のための課題の検討を行っていく中で、より良い推計方法の検討にも取り組んでほしい。
2 観光に関する統計の精度向上	・宿泊旅行統計調査等の精度向上について	・訪日外国人の消費動向の的確な把握について		◎					○ 宿泊旅行統計調査、旅行・観光消費動向調査及び訪日外国人消費動向調査について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による観光業への影響を踏まえつつ、引き続き、調査結果の安定性の確保や精度向上に向けた検討を行う。【観光庁；令和5年度から実施する。】	【審議結果】 基本的な考え方（案）のとおり （主な意見） ・宿泊者数だけでなく、金額ベースの把握も重要である。民間データ（旅行サイト）等、多様な情報源の活用を検討できないか。 ・従業員数の把握も、観光需要を分析する上で有益な指標である。 ・訪日外国人消費動向調査の利活用はどのようになっているのか。SNAとの関係はどうか。 → 国際収支統計の推計に利用されている。

第2WG（経済統計）審議状況（令和4年10月24日現在）

資料1

「◎」は確定、「○」は一部修正（座長一任）、「△」は継続審議

審議テーマ	審議事項	課題概要	第1回 (7/22)	第2回 (8/8)	第3回 (8/18)	第4回 (8/30)	第5回 (9/12)	第6回 (9/27)	次期基本計画に関する 基本的な考え方（案）	審議状況
Ⅲ 個別分野に関する統計の整備	3 建設・不動産に関する統計の整備	・建設総合統計の精度向上に向けた取組について					△	◎	○ 国土交通省は、諮問第162号の答申「建築着工統計調査の変更について（令和4年4月20日）」において示された、建築工事費調査の標本設計の見直しや調査方法の変更による影響分析といった課題について、検討を行うとともに、調査の実施状況について適時適切に報告を行う。【国土交通省；令和5年度（2023年度）から実施する。】 ○ 国土交通省は、統計作成プロセス診断の結果を踏まえ、建設工事統計及び建築着工統計の業務マニュアルの整備、共有を行う。【国土交通省；令和5年度までに実施する。】 ○ 国土交通省は、建設総合統計の精度向上に向け、建設工事進捗率調査を実施するとともに、建築工事費調査結果の活用方法について引き続き検討を行う。【国土交通省；令和5年度（2023年度）から実施する。】	【審議結果】 基本的な考え方（案）の修正の要否について検討 ⇒第6回会合で了承（修正なし） （主な意見） ・報告者の負担の大きい調査なので、国交省内での行政記録情報の電子化の検討状況を踏まえ、引き続き調査の効率化に取り組む必要がある。 ・建設総合統計の作成方法の対外的な説明が不十分であり、改善すべき。 ・工事の進捗率パターンについて、一部については相当のバラつきがみられるため、推計方法等は不断に見直した方がよいのではないかと。基本計画に記載するかどうか検討してほしい。
		・土地所有及び利用状況の全体像の把握について						◎	○ 国土交通省は、我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するため、土地基本調査の作成方法の充実に向け、不動産登記情報のデジタルデータの整備・検討状況も踏まえつつ、引き続き検討を行う。【国土交通省；令和5年度（2023年度）から実施する。】	【審議結果】 基本的な考え方（案）のとおり （主な意見） ・行政記録情報等の活用に向け、関係府省と連携しつつ、取組みを進めることを期待する。
	4 農林水産統計の整備・改善・利活用	・農業経営統計調査や作物統計調査の調査実施方法の一層の効率化について							◎	○ 農林水産省は、農業経営統計調査の営農類型別統計について、必要性の低下した調査項目の見直し・デジタルデータの活用による報告者の負担軽減と、民間委託による地方職員の労力軽減に向けた取組を推進する。【農林水産省；令和5年度から実施する。】 ○ 農林水産省は、作物統計調査について、人工衛星データ等を用いた先進技術や行政記録情報等の活用を通じ、統計の品質を確保しつつ、報告者の負担軽減や調査事務の簡素化、効率化に向けた取組を推進する。【農林水産省；令和5年度から実施する。】 ○ 農林水産省は、農林水産物・食品の輸出拡大や農山漁村の活性化等といった政策課題について、客観的なデータに基づく施策の検討に資するため、省内外の統計データ等を収集・分析する取組を、学識者の知見も活用しながら推進する。【農林水産省；令和5年度から実施する。】 ○ 農林水産省は、農林水産統計においてオンライン回答を促す手法の効果検証を行い、オンライン回答率向上に向けた取組を推進する。【農林水産省；令和5年度から実施する。】
5 物価に関する統計の改善	・C P I の精度向上に向けた取組について							◎	○ 総務省は、消費者物価指数の精度向上に係る各種課題について引き続き検討を行い、その結果を統計委員会に報告する。【総務省；令和5年度（2023年度）から実施する。】	【審議結果】 基本的な考え方（案）のとおり （主な意見） ・2020年基準ウェイトについては国際的にも新たな手法が出てきているため、注視していただきたい。

上記以外：鉱工業生産指数の早期化について（第1WGから検討要望のあった事項）⇒鉱工業生産指数（IIP）の公表の期日は、速報性と結果精度を考慮し設定されたものと考えられ、結果の安定的な提供の観点から、これまで通りの対応とすることが適当と整理。